

事業主様

千葉県医業健康保険組合
理事長 永 篤 嘉 嗣
(公 印 省 略)

健康保険料率決定通知書

当組合の令和6年度健康保険料率は、令和5年度と同様「1,000分の96」とし、健康保険料率の内訳(健康保険法第160条第14項及び第15項)は、下記のとおり変更となりました(任意継続被保険者も同様の変更です)。

なお、決定後の健康保険料率は、令和6年3月分保険料(令和6年4月納付分)から適用となります。

ただし、法第3条第4項の規定による任意継続被保険者については、令和6年4月分保険料から適用となります。

記

内 訳

(変更前) 令和5年3月分保険料(4月納付分)から適用

	(基本保険料率)	(特定保険料率)	(調整保険料率)
事業主	29.130/1,000	18.220/1,000	0.650/1,000
被保険者	29.130/1,000	18.220/1,000	0.650/1,000
	58.260/1,000	36.440/1,000	1.300/1,000

(変更後) 令和6年3月分保険料(4月納付分)から適用

	(基本保険料率)	(特定保険料率)	(調整保険料率)
事業主	28.420/1,000	18.930/1,000	0.650/1,000
被保険者	28.420/1,000	18.930/1,000	0.650/1,000
	56.840/1,000	37.860/1,000	1.300/1,000

※ 合計保険料率は、前年度と同様の 96/1,000 となります。